

松江地方裁判所委員会（第41回）議事概要

第1 日時

令和3年9月14日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）大野遼太，岡本洋之，春日真樹，木村多美子，
五島勲，高橋正太郎，柳樂眞悟，西田隆裕（委員長）
畑口泰成，古川淳，松本恵利子

（五十音順敬称略）

（説明者）安倍松江簡易裁判所判事，田中松江簡易裁判所庶務課
長

（事務担当者）廣澤事務局長，溝口事務局次長
清水民事首席書記官，法正刑事首席書記官
遠藤総務課長，荻原会計課長

（庶務）細木総務課課長補佐

第4 テーマ

民事調停手続の利用促進について

第5 議事

- 1 新任委員自己紹介
- 2 委員長選任
- 3 前回テーマについての報告
- 4 概要説明
- 5 意見交換

別紙のとおり

- 6 次回委員会のテーマ
裁判員裁判について
- 7 次回開催日時
追って指定

(別紙)

松江地方裁判所委員会

委員長：本日のテーマは、「民事調停手続の利用促進について」です。これから先ほど概要を説明させていただいた「民事調停の利用が進まない原因」と「民事調停の利用促進方策」を主な論点として意見交換をさせていただきます。意見交換の前に、事前に委員の皆様から御質問をいただいておりますので、民事調停事件に多い事件類型は何か、民事調停の成立率、調停不成立の後に訴訟が提起される訴訟移行率、訴訟提起件数はどれくらいかという御質問について、説明者から御説明いたします。

説明者：民事調停事件に多い事件類型は何かという御質問ですが、松江簡裁の令和2年度を例にしますと、一番多い種類の事件は、損害賠償請求事件でした。その中でも、交通損害賠償請求事件が多くを占めています。本人申立てのほかには保険会社が申し立てるもの、弁護士や司法書士に依頼して申し立てるものがありました。交通損害賠償請求以外の損害賠償請求としては、住居の平穩侵害、不倫などによる慰謝料請求がありました。損害賠償請求事件以外の事件としては、貸金請求、未払賃料請求や家屋明渡し請求などの賃貸借関係事件、未払賃金請求などの労働関係事件、奨学金返還請求事件などがあります。その他、ブロック塀建築禁止、下水道設備利用承諾などの近隣関係の紛争などは、コンスタントに申立てがあります。

続いて、民事調停の成立率はどれくらいかという御質問ですが、この点について、松江地裁管内の全7簡裁の平成25年から令和2年までの調停成立率は、平均32.2パーセント、調停に代わる決定の率は平均29.5パーセントでした。調停に代わる決定は、異議申立てが出ると不成立と同じになってしまうのですが、異議申立てがほとんどないという実情があるため、解決率という点でいえば、先ほどの32.2パーセントと29.5パーセントを合わせた61.7パーセント、つまり6割強が調停手続で解決したことになります。な

お、全国について見ますと、同じく平成25年から令和2年までの調停成立率は、平均34.8パーセント、調停に代わる決定の率は平均17.2パーセント、合わせて52パーセントになりますので、解決率は5割強ということになります。

委員長：補足的に御説明しますと、先ほど説明で出てきた調停に代わる決定というのは、調停中に合意で解決できない場合、直ちに不成立とするのではなく、必要であれば、調停委員会が法的な見地等を踏まえて一定の判断を示す決定を出すことによって、それを受け入れていただければ解決するということになります。この決定に対し、当事者双方から、異議申立てができることから、異議が出れば、決定の効力は失われます。異議が出なければ、調停が成立したと同じ効果、すなわち、その調停に代わる決定が調停成立と同じ効果を持ちます。松江ではあまり異議申立てが出ないので、先ほど御説明したとおり、調停による解決率としては、調停の成立率に加えて、調停に代わる決定の率を合算したものが実質的な調停の解決率と言えるものと考えられます。

説明者：調停不成立の後に訴訟が提起された事件はどれくらいあるのかという御質問ですが、調停を申し立てた裁判所とは別の裁判所にも訴訟提起ができるという関係上、調停不成立後に同じ事案で訴訟が提起されたかどうかを追うのは困難であり、この場でのお答えができません。なお、調停不成立の場合には、2週間以内に訴訟を提起すると、調停での申立手数料が訴訟提起の手数料として流用できるところ、そのために必要な調停の不成立証明申請は松江簡裁においては、令和2年中及び令和3年中に各1件の申請がありました。

委員長：さらに補足はありますか。

説明者：調停が不成立となる場合についての補足説明ですが、調停が不成立となる場合でも、相手方が不出頭の場合でも、すぐに不成立としているわけではありません。次回、相手方を呼び出す際に、話し合いによる解決には相手方にも事件ごとに一定のメリットがあるということを説明する文書を同封するなど、相

手方の出頭を確保する努力をしております。また、調停を不成立にする場合も調停主任裁判官が、不成立の理由を申立人や相手方に丁寧に説明するようにしております。

調停手続においては、当事者双方の言い分を十分に聴取し、紛争の実態を把握する過程で、自分の言い分を調停委員に話したことで満足する場合や、相手方の言い分を聞いたことで誤解が解けるもの、調停委員との対話の中で気が付きが生じ、例えば、損害賠償請求を求めるものでも、自分の言い分が通りにくいことを理解し納得して調停が不成立の場合でも訴訟まで至らないものなど、実質的に紛争が解決してしまい、当事者が一定程度満足しているものもあるのが実情です。

そのような場合、調停委員会として、強いて調停事件の取下げの促しを行っているわけではないことから、実質的な紛争解決率は先ほどお伝えした解決率よりも高く、手続利用者の満足度は高いのではないかと思います。

委員長： 続いて、裁判所で行っている調停手続説明会の案内の送付先はどこかという御質問をいただいております。

説明者： 調停手続説明会の実施に当たっての案内の送付先について、御説明いたします。平成30年については、島根県と島根県内の19市町村、島根県社会福祉協議会と19市町村の各社会福祉協議会の合計40機関に案内を送付し、27人の参加がありました。令和元年は、島根県と島根県内の19市町村、19市町村の各民生児童委員協議会連合会の合計39機関に案内を送付し、14人の参加がありました。令和2年については、平成30年と令和元年に案内した機関の合計59機関に案内を送付し、19人の参加がありました。

説明者： 調停手続説明会について補足すると、この説明会は、松江の裁判所で毎年、家裁、簡裁合同で実施している調停の広報活動です。対象者は主として、市町村や各団体の相談担当者であり、民事調停のDVD上映のほか、模擬民事調停の実施、申立書の説明、家事調停期日における手続の具体的な流れの説

明、質疑応答、民事、家事の調停室、待合室の見学説明などを実施しております。実施後にアンケートの協力依頼をしておりますが、評判は上々で常に継続実施の要望が出ているという状況です。

委員長：それでは、意見交換に入らせていただきます。まず、民事調停手続の利用が進まない原因について御意見をいただけますでしょうか。

委員：一般の方々は、なかなか裁判所と接する機会も少なく、特に、民事調停という言葉聞いても、よく分からない人が多いのではないかと思います。やはり、一般の方にも民事調停はこういうものだということを分かってもらうよう浸透させていく必要があると思います。一般の方に調停制度を浸透させていくためには、SNSやチラシ、新聞などを使った宣伝活動が必要ではないかと思いました。

また、裁判所ではホームページで情報提供されているということですが、ホームページでは、こういった種類の事件で利用できるという例示をしておいていただくとわかりやすいと思いました。

委員長：貴重な御意見ありがとうございます。ほかに御意見はありますか。

委員：私の感覚としては、大変なことが起きた時に裁判所に駆け込むというイメージを持っています。個人でも会社でもなるべく迷惑を掛けないように、平和に過ごしたいと思っており、身近なところで些細な紛争が起きたとしても、裁判所にまでは足が向かないのではないかと感じていました。ですから、調停の事件数が少ないと伺ったとき、それはいいことではないかという側面もあるのではないかと感じていました。

一方で、今日の民事調停制度の説明を聞いて、利用できる人が調停制度を知らないがために利用できないということは相当ではなく、裁判所が広報活動を通じて、努力されていることを改めて認識させていただきました。

委員長：ありがとうございます。裁判所も事件数が少ないこと自体を問題視しているわけではなく、本来的に利用していただいてしかるべき事案について、調

停制度や手続を御存じでないことで、調停手続を利用できなかったという方がいらっしやるとすれば、それは裁判所としては、紛争解決機関としての機能を十分に果たせていないのではないかという問題意識もあり、本日御意見をいただいている次第です。

先ほど御意見をいただいたように、調停制度の認知度の低さは、我々も実感しているところです。本日、「民事調停手続の利用促進について」をテーマとして取り上げるまでのところで、民事調停手続について御存じだった方はいらっしやいますか。

委員：私は、調停という言葉は知っていましたが、周囲で調停を利用している、あるいは利用したことがあるという話が出てこないで、認知度は低いということを感じます。

今回、このテーマで意見交換するということで、会社や家族で調停手続の利用が進まない原因について、どう思うかという話をしたのですが、裁判の方が手っ取り早いのではないか、裁判の方が白黒がついていいのではないかというような意見がありました。

別の意見として、田舎は非常に世間体を気にし、民事調停を含め、裁判手続そのものの利用が進まないのではないかというような意見がありました。

委員長：ありがとうございます。大学の先生をしておられる委員は、民事調停は御存じだと思いますが、御意見はありますか。

委員：調停制度は存じており、学生に教養の授業で教えることがあります。裁判と並べて教えるため、教わる側からしたら、裁判と同じくらい堅いもののようなイメージがあるのかもしれないと思います。それで、利用したいときに少し躊躇みたくないものがあるかもしれないと思いました。裁判は、傍聴したり、テレビで映像が流れるので、イメージはできると思いますが、それと調停を並べてしまうと、和やかな話し合いとは少し違うのではないかということイメージする人もいるのではないかと思います。

委員長：大学で講義いただくときには、調停が、紛争に巻き込まれたときに利用する一つのメニューとしてあることや、手続が簡易なため、弁護士に依頼せずとも本人でできるなどのメリットがあることなども含めて学生の方々に御説明いただければと思います。ほかに御意見はありますか。

委員：私は、民事調停という制度は全く知りませんでした。今回、説明を聞いて初めて知りました。先ほど、説明の中で広報活動等はしておられるということで、ホームページでの情報提供という御説明もありましたが、ホームページというのは興味があったり、よほどの困り事があったりしないと見ないのではないかと思います。高校教育の現場でも、今、高校の魅力化ということが叫ばれており、ホームページ等で広報したりしますが、なかなか伝わらないというのが実態です。ですから、学校で行事をしたときや、地域に出て活動した場合には、テレビなどのメディアを使う方が中学生等に多く広まり、子供達の目に入るのではないかと考えています。ホームページに10の情報載せるより、5分のニュースで取り上げてもらった方が非常に生徒達の受けがいいというところはあります。

裁判所というと、裁判の場面は、ニュース映像やテレビドラマで見ることができるので、イメージしやすいと思います。ただ、調停というのは、そういうことで見ることがないので、イメージしにくいのではないかと思います。だから、ホームページのように自分から能動的に動いていかないと見ることができない情報のみではなくて、テレビドラマとかニュースとかそういった中で、何となくテレビを見ていたら入ってくるという形で情報が入ってこないとなかなか広まらないのではないかというふうに思います。

委員長：裁判所では、来年、調停制度100周年を迎えます。これを受けて、テレビで情報が流されることもあるかと思いますが、今いただいた御意見も参考にして、広報活動に取り組みたいと思います。

また、特にホームページに情報を掲載しただけで待っているだけではだめだ

という点についてはおっしゃるとおりで、先ほど、地方自治体等に対する調停
手続説明会などの説明をしましたが、そういった、ほかの機関との連携も含め
て行っていかなければならないと改めて思いました。ほかに御意見はあります
か。

委員：調停という制度については、知識としては知っていましたが、一番最初に
イメージしたのは、離婚調停でした。ただ、以前、離婚調停は家庭裁判所の手
続だと聞いたことを思い出し、その後、今回は、簡易裁判所なので、民事調停
だということを思い出したというぐらいの感じであり、一般の方も、調停とい
っても先にイメージするのは、テレビやドラマの影響で離婚調停などの家庭裁
判所の調停ではないかと思いました。

私も、今回のテーマで意見交換するのに先立って、ホームページ等で探して
勉強しようと思って、裁判所のホームページを見ましたが、裁判所全体のホー
ムページでは、全体の制度の概要などは、きちんと記載があったのですが、具
体的に、例えば、何かトラブルがあって調べて、そのホームページに行き着
いたときに、自分が抱えているトラブルが数ある手続の中で調停に適している
かどうかというのがちょっと分からないなというふうに思いました。例えば、
Q&Aのようなものがあったり、具体的な事例がもう少しあって、自分の抱え
ているトラブルはこれに近いというようなことが分かればいいのではないかと
思いました。実際に自分がトラブルを抱えたときに積極的に調べることになる
と思いますが、そういった視点で見ても少し分かりにくいなというふうに思
いました。

先ほどの説明であったように解決率の高さから考えると、利用された方の満
足度は非常に高いのではないかなと思いますし、本日、説明いただいたところ
によれば、有用な制度だと思いますので、ぜひ、このあたりもアピールしてみ
てはどうかと思いました。

また、潜在的な意識として、島根県民の県民性もあって、裁判所の手続を利

用することへのハードルは高いと思いますので、具体的な事例で紹介していただけるとよいような広報展開を考えていただければと思います。

委員長：ありがとうございました。ほかに御意見はありますか。

委員：私は、民事調停については、ほとんど知識はなく、言葉を知っているぐらいでした。この委員会への出席に当たって、事前に調停手続について勉強したとき、具体的にどのような事例があるのかという疑問が一番最初に生じました。具体的にこういう事件で調停があったということを知っていれば、仮に紛争が生じたときに、こういうケースで調停を使うことができるというのが、結びつきやすく、わかりやすいかなと思いました。

先ほど説明で調停は合意のための手続であるということに改めて気付かせていただきましたが、多くの方にとって、裁判所というのはちょっと敷居が高く、県民性もあって、我慢してしまう方も多いのではないかと思います。

委員長：本日、参加していただいている委員の皆様でも、民事調停制度を御存じない方がいらっしゃる現状を考えると、認知度を高めることが重要であるということを改めて認識しました。

調停になじむ紛争類型というような視点から、さらに裁判所から補足はありますか。

説明者：調停に一番なじむのは、親族内や隣人間などの地域コミュニティ内での継続的な人間関係に起因する紛争を解決するというのではないかと思います。これは、迅速に解決できるという調停制度の利点とは少し外れるかもしれませんが、じっくり腰を据えて将来に向けて話し合うことで、全面的解決だけではなく、段階的、発展的な一部だけの解決、あるいは、新たなルールを道義的な合意条項として盛り込むことも考えられます。この点は、裁判手続と違って、当事者の合意に基づけば、新たな約束事や権利関係も創設することができますので、そういうことも含めて柔軟な解決ができるのではないかと思います。このような類型での調停では紛争の根本原因を探って、背景事情まで入っ

て、その上で、最善と思われる解決案を提案しながら解決するということができます。

そのほか、具体的な調停事件の種類として、交通事故、労働事件、賃貸関係の後始末を内容とする事件類型も事件数としては多いので、そういう事件類型でも実際には解決に役立っているのではないかと思います。

委員長： 弁護士委員という立場から御意見があればお願いします。

委員： 調停での解決になじむ紛争類型がどういったものかということや様々な相談を受けることが多い立場の方に共有していただくということはとても大事で、また有意義なのではないかと思います。

先ほどの説明にもあったように近隣関係の紛争事案であれば調停になじみ、自分の問題が解決し得るのではないかというイメージを、市民に持っていただくということはとても大事だと思います。例えば、自分の悩みと同じようなことがQ&A形式で書いてあって、ストーリー形式でこういう紛争があって、こういう解決になったという例が載っているようなツールがあれば、それを目にした人が、これなら自分も似ているので、調停手続を利用してみようと思えるのではないかと思います。

その意味では、近隣関係であったり、私人間同士のお金の貸し借りの問題で、双方の言い分を踏まえた一定の解決というのが見込めるような事案では、私が法律相談を受けたときに調停を勧めることがあります。

加えて、私が、調停になじむと思っている種類の一つは自然災害に伴う近隣紛争です。私は、弁護士会で自然災害の電話相談を企画し、実施していますが、非常に多くの相談があり、その中で調停制度を紹介させていただくことがあります。自然災害において、典型的には自分の家の畑の土砂が隣の土地に流れ込んでしまったという事案においては、ある意味では、どちらも被害者で、なおかつ、近いからこそ、直接にはなかなか話し合いづらいことがあったり、自分にできることにも限度があったり、また、将来にわたってどうするかとい

うことも併せて話し合っておくことが望ましい。こういう事案では、裁判所の調停が活かせる事案ではないかと思えますし、私が代理人としてついた場合でも、調停を選択することがあり得るのではないかと思っています。

今回、弁護士会の自然災害の電話相談には、非常に多くの相談をいただきましたが、多くの方が自治体、市役所を経由して連絡があったというものでした。これまでは同様の相談会を実施するときは、関係各所に周知文書のみ送っていましたが、今回、各市役所の防災担当課の方に私から電話をして、自然災害の電話相談をしているということ、窓口に来られた方に紹介してくださいという話をしたところ、災害直後だけではなく、2週間後、3週間後になってからも、市役所で聞きましたといって電話相談をされる方がおられました。ですから、継続的な利用促進を促すという意味では、こういう種類の相談に触れる方が、相談に訪れるであろうところを狙って周知していくということが大事だと思いました。

最後に、私が相談を受けたときに調停のメリットとして、一般の方が、「いいですね。」とおっしゃることが多いのは、原則として、直接相手方と面と向かう必要がないということです。調停では、申立人と相手方が各別に、おおむね30分ごとに調停室と控室を行ったり来たりしながら、調停委員を通じて、こちらの言い分を伝えることができ、相手の言い分を聞くことができるということで、非常にほっとされて利用してみようかなという方がいらっしゃいます。調停のイメージ画像の多くは、同じ部屋に調停委員と申立人、相手方が同席し、割と狭いところで、机を囲んでいるものが多いように思うのですが、そうではなくて相手と面と向かわなくて済むなら調停を利用してみようと思われる方も多いように思われますので、そういった広報の仕方があっていいのではないかと思います。

委員長：最後におっしゃった点は、裁判所として、今までアピールしてきた中では、あまり意識してこなかったところなので、今後、広報をしていく上で、そ

ういったメリットというところもしっかり伝えていきたいと思います。災害関係の話ができましたが、説明者から補足はありますか。

説明者：予測不能な大規模災害となってくると、被害回復が個人間の経済的負担の調整ということでは済まなくなりますので、公共団体の災害復旧支援との関係でどうなのかという検討も必要になってきます。調停の申立てがあった場合は、必要に応じて、関係行政機関に連絡、照会をかけたたり、担当者の出席を求めたりしながら、最終的にふさわしい解決案を探すという努力はできると思いますので、その点も含めて検討したいと思います。裁判所から調停の利用を働きかけて呼び込むということが可能かどうかについては、慎重な検討が必要だと思いますが、活用の仕方のあるジャンルだとは思いますが。

委員：御説明のとおり、自然災害の近隣紛争なら何でもかんでも調停でやればいいと考えているわけではなく、例えば土砂流出について、自治体がどういう補助、支援を行うのか、公費で瓦礫撤去を行うのか、行わないのかといったことは、日々流動的で、なおかつ、自治体によっても違うという難しい側面もあります。ただ、私が電話相談を受けて実感したのは、大きい規模の災害や土砂流出が起きている事案でも行政の支援というのは、上限10万円、20万円ぐらいでしかなかったりするものも多いと感じており、それを越えた負担を私人間でするとするのは、なかなか難しい調整になってくるということを実感しました。ですので、災害に関する諸制度も踏まえて、行政機関ともうまく連携しながら、必要な場面で調停制度が活用されていけばいいのではないかと思います。

委員長：ほかに御意見、御質問はありますか。

委員：裁判所の現状認識としては、紛争があるのに利用が進んでないのではないかという話、認知度が低いから利用が進んでないのではないかということでしたが、そうだとすると、認知度が高い簡裁の民事訴訟に、本来の利用者が流れ込んでいるという御認識でしょうか。

委員長：裁判所から説明はありますか。

説明者：認知度という点では、少額訴訟が高く、一定の利用はあるものの、その利用自体は一定数以上に増えているわけではないので、調停手続を利用することが相当な事案が、同じ裁判所の中で、ほかの手続に流れているという考え方は取っていません。例えば、労働事件ですと、労働局の労働相談などで、一定の解決ができているものもあるのではないかとこのように、他機関とのすみ分けや、連携が取れていないために、解決すべき紛争が解決しているのか、それとも泣き寝入りのような状況になっているかの分析ができていないというのが実態です。

委員長：調停制度の認知度の低さという点を踏まえた、方策についての御意見等はいかがでしょうか。

委員：若い方に対しては、ホームページやSNSというツールも有効だと思いますが、そうしたことになじみがない方には、地域の回覧板というのも有効だと思います。裁判所では、そういうようなものは利用されているのでしょうか。回覧板などを通じて、民事調停のメリットが分かり、便利なものだという認識が広まると、利用率が上がるのではないかなと思います。

委員長：今、御指摘いただいた点について、裁判所の方で説明はありますか。

説明者：これまでは市町村の広報担当部署にパンフレットを送らせていただき、相談コーナー等に掲示あるいは備え置きをしていただいているというのが、実態であり、パンフレットを取りに来た人には分かるという状態ですので、積極的に各戸を回る、あるいは配布するというタイプの広報活動ではありません。年齢層を問わず、利用者を広げるという意味で、御意見のようなニーズがあるのであれば、そうした広報展開をしていくことも可能ではないかと思えます。

委員長：本日は、貴重な御意見、ありがとうございました。